

【公認資格】について

1 (目的)

相互審判の基盤となる審判員（公認審判員）の資質向上と、円滑な競技運営を目指し、的確な指導・助言が行える指導者（インストラクター）の育成を図り、北海道連盟及び地区連盟が主催する諸事業に寄与することを目的とする。

2 (資格取得基準)

・インストラクターA・・・JVA公認マスターリーダー又はインストラクターB有資格者。

・インストラクターB・・・公認審判員として2年以上の活動実績があり、かつ各講習（研修）会等に参加した者で、JVA公認ソフトバレー・リーダー又は北海道連盟公認審判員有資格者。

・公認審判員・・・北海道連盟加盟登録2年以上の活動実績があり、審判員としてその任務に情熱を持ってあたれる者。

3 (認定方法)

北海道連盟が主催する認定審査会（試験）を受験し、資格認定審査会の審査を経て会長が認定する。

4 (任期及び会費)

資格取得から2年間とし、途中で認定された者は残存期間とする。

会費は、2,000円（2年間）で更新時も同額とする。

受験料は別途とする。

※ 細部は、「開催要項」による。